

【曾於市スポーツ備品購入費補助金の概要】※令和8年度からの新規事業

●補助対象者

- (1) 市内のスポーツ団体（市内に活動拠点を有し、かつ構成員の半数以上が市内に住民登録がある者で構成する団体）ただし、法人が運営する団体は対象外。
- (2) 曾於高校部活動、曾於市立中学校部活動、曾於市スポーツ少年団加盟団体

●補助対象備品

小・中学生及び高校生が使用するもので1件10万円以上の新品とし、曾於市内の業者から購入することを条件とする。（リース・レンタルは対象外）

■曾於市内の主なスポーツ用品取り扱い業者

業者名	電話番号	住所
事務機のタカラベ	0986-74-2161	曾於市財部町北俣 6011 番地 3
浜田書店	0986-76-0070	曾於市末吉町上町 4 丁目 4 番地 1
浜田文宝堂	099-482-0341	曾於市大隅町岩川 5729 番地
光美堂	099-482-0203	曾於市大隅町岩川 6519 番地

※補助対象となる備品の例

（例）ピッチングマシン、サッカーゴール、卓球台、計時装置、体操マット等

※常設固定設備やスポーツ活動以外にも使用できる汎用性の高いものは対象外

（例）倉庫、物置、照明設備、空調設備、フェンス等

●補助金額 購入費用の2分の1以内の額（上限30万円）

●補助回数 1団体あたり年間1回まで

●補助の条件

- (1) 補助を受けた備品は、申請者が適正に管理・運営を行うこと。
- (2) 補助事業に係る領収書・帳簿等の書類は5年間保存しておくこと。
- (3) 補助を受けた年の3年後に、大会成績等について生涯学習課へ報告をすること。

※別途、対象団体へ報告様式を送付します。

【申請から交付までの流れ】

①補助金等交付申請書（様式第1号）と購入予定備品の見積書を生涯学習課へ提出する。

※申請者の団体名及び代表者名は、振込先となる口座名義と同一としてください。

②生涯学習課において申請内容を審査し、補助金等交付決定通知を申請者へ郵送する。

※交付決定通知書が届く前に、備品を購入してしまうと補助金は交付されませんので注意して下さい。

③申請者において備品を購入する。

④補助事業等実績報告書（様式第13号）、領収書の写し、購入した備品の写真、補助金等請求書を生涯学習課へ提出する。

※振込先の口座は、団体名義の口座を指定してください。団体名義の口座がない場合は、JA等で口座を開設して下さい。

⑤生涯学習課において実績報告書の内容を審査し、補助金等確定通知書を申請者へ郵送する。

⑥市から指定の口座へ補助金を振り込む。

（問い合わせ先）曾於市教育委員会生涯学習課生涯スポーツ係 TEL0986-768873